

## 訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【商登法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
253	改正により表⑨右記のとおり変更	⑨ 上記⑧以外の場合、募集新株予約権の <u>払込金額</u> （払込金額の算定方法を定めた場合において、 <u>登記の申請の時までに払込金額が確定していないときは、当該算定方法</u> ）（注3）  （注3） <u>原則的</u> には、 <u>払込金額</u> を登記しなければならないとし、 <u>例外的</u> に払込金額の算定方法を定めた場合において、 <u>登記の申請の時までに払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないとした</u> （911Ⅲ⑫へー令和元年改正）	